

○橋本委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 二十七分間、質問をさせていただきます。

連合審査ということで、先日、厚労委員会でも、内閣委員会でも、この四月から未成年者取消権がなくなったということで、高校三年生を含む十八歳、十九歳の A V、アダルトビデオの出演というものが事実上解禁された、この問題について、野田大臣にも、後藤大臣にも、今までから質問しております。

そして、今回、こども家庭庁の法案審議ということで、今回の子供の定義は、「こども」、つまり、心身の発達過程にある方々ということで、前回の質疑でも、年齢を問わず、こういう十八歳、十九歳の方々もこども家庭庁の対象になるという話でしたので、今日、質問をさせていただきたいと思います。

それで、議員立法の議論も、今、超党派で行っております。今日、多くの配付資料をお配りしておりますので、党派を超えて、高校三年生を含む十八歳、十九歳の方々が、今後、アダルトビデオにこの日本という国でどんどん出て、その中で幾らかの方々が当然出演被害に遭う、こういう問題をどう阻止していくのかという議論を野田大臣、後藤大臣としていきたいと思います。後藤大臣には最後の方で質問をさせていただきたいと思います。

そもそも、これは、三月の月上旬、我が党の塩村議員、そして江崎議員が参議院の内閣委員会で、党派を超えて、この問題は何とか、四月から未成年者取消権がなくなる分、アダルトビデオ被害から若い方々を男性、女性問わず守っていかう、超党派で議員立法が必要なんじゃないかということ参議院の内閣委員会で江崎議員、塩村議員が呼びかけられ、また、与党、野党、特に、自民党、公明党さんも今 P T を持って案も作っていただいております。昨日も三時から実務者協議があり、私も出席をいたしました。

もちろん、議員立法はやっているんですけれども、それとともに、議員立法をやっているからこの若い方々の A V 被害はこども家庭庁、政府、内閣府、厚労省は関係ないんだということにはならないと思います。

そこで、まずお伺いしたいと思います。

こちらの一ページ目にありますように、これは、ぱっぷすさんという、アダルトビデオの出演被害の、今までから本当に多くの方々の被害の相談に乗っておられる団体の資料であります。

おさらいをしますと、三月末までは未成年者取消権があったために、十八歳、十九歳でアダルトビデオに出演をしても取り消すことができる、取り消したら、アダルトビデオの会社はせっかくビデオを作っても大損害になるから、事実上抑止力になって、二十歳以上しか出演していなかったわけですね。ところが、この四月一日からはそういう自主規制というか抑止力がなくなったということであって、これは、単に十八歳、十九歳だけではなく、ここの資料にありますように、十八歳から出演できるということになれば、十六歳、十七歳、高校一年生、二年生なども囲い込みやターゲットになり得るといって、児童福祉法、厚生労働省にも関係することです。

そこで、二ページ目、めくっていただきたいんですが、例えば、インターネットでアダルトビデオ求人というのを見るとどういふのが出てくるか。これは、ぱっぷすさんが昨日の与野党協議会で全ての政党の議員に配付をされた資料であります。

読み上げさせていただきますと、ネット検索、高収入バイトで出てくるアダルトビデオ出演募集ページの一部抜粋、たった一回のお仕事で二十万円以上、こういうアダルトビデオの広告がございます。

また、その下には、こういうアダルトビデオにどういふ方が募集されているのかということで、こういうサイトに典型的なケースが書いてあるんですね。そこを見てみますと、二ページの右下です、一番上に書いてある典型的なケースというのが、大学、専門学校の入学金、授業料を支払いたい、こういう、本当にこれは子供の貧困と非常に関係している切実な問題だと思います。

さらに、野田大臣と私と、もう十数年前ですけれども、一緒に発達障害者支援法という議員立法を作りました。残念ながら、こういう被害に遭う方の中には、軽い障害があって、なかなか断りにくい、嫌と言えない、そういう軽い障害の方もアダルトビデオの出演被害に遭ったり、あるいは、自分の学費を稼ぐためじゃなくて、実は親が病氣なんだ、ヤングケアラーと言われる、親が病氣なので自分が稼がないと駄目だ、自分の学費じゃなくて弟や妹の学費を稼ぐねばならない、そういう方もおられます。

私は、こども家庭庁の創設を議論する中で、これでいいのか、本当にこれでいいのかというふうに思うわけです。

次のページ、これもぱっぶすさんの、昨日、与野党協議で配付された資料です。

右の方から、合計十二人の方の切実な被害者の声が出ておりますので、ちょっとお目通しいただきたいと思えます。

左のページ、これも、私も今日お配りするのはちょっと悩んだんですが、残念ながら実例を見てもらう必要があるということで、このぱっぶすさんの資料を配付しました。これをちょっと説明しますと、どういうことか、皆さん分かりますか。法改正後に撮影、二〇二二年八月デビュー予定、この子が何々と一部始終を御覧ください。つまり、アダルトビデオに出演する一部始終を御覧くださいということで、黒塗りしてありますけれども、ちょっと見てみると、女子高生らしき制服を着た女性が、契約書にサインをしているのかどうか分かりませんが、書き物をしている。ということで、類推すると、法改正後に撮影ということは、わざと法改正と銘打っているということは、十八歳を類推させる。

そして、これは、それこそ三月末までだったら取消権が使えて、すぐ止められるんですけども、法改正後でしたら未成年者取消権はないわけですから、四月一日以降に契約して撮影したのであれば、この方は、後で後悔して、え、こんなにたくさんの方に見られるの、やはりやめてほしいと言ったって、今は未成年取消権がないから、この方がもし後悔しても、もう救われないということになりかねないですね。それを防ぐために、今、議員立法を作っているわけであります。

そこで、野田大臣にお伺いしたいんですが、子供の幸せのため、子供を暴力や性犯罪から守るため、こども家庭庁をという理念だと思えるんですけども、こども家庭庁創設の私たちの議論のタイミングで、一方では高校三年生を含む十八歳、十九歳のアダルトビデオ出演が増えようとしている。この状況に関して、野田大臣としては、こども家庭庁担当大臣だけでも、いやいや、十八歳、十九歳のアダルトビデオ出演は増えていいんですよということなのか、これはおかしいと思われるのか、是非御答弁をお願いします。

○野田国務大臣 お答えします。

アダルトビデオへの出演に関する被害の問題は、被害者の心身や私生活に長期間にわたって悪影響を与える重大な人権侵害であり、深く憂慮すべき問題です。

御指摘の点については、アダルトビデオに出演する現役高校生の確認方法や販売の範囲など、様々な論点があります。現状を直ちに把握することは難しいと考えていますが、その上で、昨今、現役高校生出演をうたうアダルトビデオがポルノサイトで販売されていることを、山井議員からも、資料を私も頂戴いたしました。現役高校生のアダルトビデオ出演が増えているのであれば、看過できない状況と考えています。

私としても、文部科学省に対して、十八歳、十九歳は、高校生そして大学生、専門学校、たくさんそこに在籍している世代ですので、きちっと、成年年齢が下がったことで、自分たち、学校の生徒が想定できないような事態に巻き込まれるということも是非しっかりと受け止めて、子供たちを守る意味でもそういうことを啓発活動してほしいというふうにはお願いしてあります。まだちょっとしっかり返答はいただいておりませんが、そういう取組をさせていただいて、私としては大変憂慮しているということでもあります。

○山井委員 憂慮されていると。これはもう、憂慮するのは当然だと思うんですね。今までは原則二十歳以上しか出演していなかったのが、現役高校三年生を含む十八歳、十九歳がこれから増えていく。

これは、八月デビュー、大々的に八月に何か販売されるようなことが書いてあります。ちょっと私も本当にはばかられるんですけども、この下にコメント欄というのがあるんです、実は。私、ちょっと読ませてもらいましたけれども、デビューが楽しみですね、法改正であっても幼過ぎませんか、この年齢の子、世に出たらかなり問題になりそうですねと。

やはり、これはどう考えても、法律の力、政府の力、立法府の力でブレーキをかけていかないと。野田大臣、これからいろいろ現状も把握してとおっしゃっていますけれども、一步間違うと、この種のビデオ、あっという間に、政府がブレーキをかけなかったら、五十本、百本、二百本、残念ながら若い性の方が売れるという悲しい現実があるわけです。

私も、なぜ今日こういう質問をさせてもらっているかという、これは本当に一刻を争うことで、今、契約、出演した方は、未成年者取消権がないからなかなか取り消せなくなってしまうということでもあります。

そこで、今、野田大臣から出演被害という言葉がありました。前回の委員会でも、野田大臣は、今まで使われていたAV強要という言葉ではなくて、AV出演被害という言葉の方がいいんじゃないかという答弁をされました。実際、私たちも、今、AV強要という言葉は狭過ぎて、AV出演被害という言葉を使っておりますし、自民党と公明党のプロジェクトチームの名前もAV出演被害防止に関するPTとなっております。

今まで、政府、内閣府もAV強要という狭い言葉を使っていたらと思うんですけども、野田大臣、今後、AV出演被害ということで、より幅広く対策、対応をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 アダルトビデオへの出演に関する被害の問題は、先ほども申し上げましたけれども、被害者の心身や私生活に長期間にわたって悪影響を与える重大な人権侵害であり、深く憂慮すべき問題、重ねて申し上げます。

アダルトビデオ出演被害については、モデルやアイドル等への憧れや好奇心を利用する、顔は映さない、絶対にばれない等と説明することにより、意思を誘導されて契約に至るといった事例があります。このような状況を踏まえて、アダルトビデオ出演強要ではなく、アダルトビデオ出演被害と表現するのが適切と考えて、政府で統一いたしました。

○山井委員 これは、本当に非常に重要な答弁だと思います。

アダルトビデオ強要といったら、正直言って、業者の方は、いや、強要していませんよ、自由意思でサインしたんですよとなるだけけれども、例えば、大の男四人に三時間粘られて帰るにも帰れない、そういうようなこととか様々なものがあつたときに、なかなかそれは、自由意思だといっても自由意思と言い切れないところがあると思うんですね。そういう意味では、何か強要というと、いや、強要していませんよという不毛の議論になるので。実際、今、野田大臣おっしゃったように、結果的には、後になって、やはりこの映像が広がるの、残るの困る、自分の人生にとってということであれば、それはAV出演被害であると思うんですね。そういう認識に変えてくださったということは、非常に私は大きな前進だと思います。

そこで、今後どうするかということなんです。

先ほど言いましたように、今日の配付資料にありますように、どういうパターンだったかといいますと、十一ページを見ていただきたいんですけども、今までは、やはり十八歳、十九歳、二十歳以下の相談というのは少なかつたんですね。十八歳、十九歳が少なかつた理由は、これは話は簡単で、十一ページに書いてありますように、取消権が抑止力として機能していたということで、ぱっぶすさんの最新の資料では、二十歳以上の相談が六十一人、二十歳未満が二十人。ただ、ぱっぶすさんによれば、実際、この数十倍ぐらいの被害者が当然おられるということでもあります。

それで、例えば、次の十二ページ、「AV出演を強要された彼女たち」という宮本節子先生の著書があります。この中に様々なひどい事例が紹介されておりますが、ここに共通しておりますのは、十三ページを御覧ください、赤線を引きました。

契約が結べるのは成人になってから。結局、Bさんの場合は、スカウトされたときには二十歳になっておらず、二十歳の誕生日を迎えたところで専属契約書にサインをしている。契約に至る経緯には、プロダクションにも言い分はあろうが、私たちの目から見ると、スカウトされて二、三か月はジム通い、プチ整形などで時間をずらして、二十歳になるまでBさんをつないでおいたと。十三ページにありますように、Cさんの例は、十八歳未満のときにスカウトされ、そのまま十八歳以上、二十歳以上と法的に自立する年齢になるまでは様々な理由をつけてプロダクションにつなぎ止められ、挙げ句に撮影に持ち込まれたのであると。

つまり、成人しているかいないかは決定的な要素だ。今までは、プロダクションは十九歳までは撮影しなかつたわけです。それは、取消権があつたから。ところが、四月一日からは取消権はなくなつたから、残念ながら、もう十八歳、十九歳でも契約や撮影が始まろうとしつつあるのではないかということなんです。

それで、この未成年者取消権というのは五年の時効があつたわけですね、今までは。つまり、契約してから五年間は、嫌だと言えど無条件に取り消せた。だから、AVメーカーは、取り消されたら困るということで、十八歳、

十九歳には撮影、契約をしていなかったということですね。八ページにあります。民法百二十六条、取消権の期間の制限、五年間行使しないときは時効。とにかく、五年間はいつでも取り消せたんです。

そこで、野田大臣にお伺いをしたいと思います。

先ほど言ったように、十八歳、十九歳のアダルトビデオが今増えつつあるのではないかという憂慮の中で、今後も、議員立法か閣法かはさておき、やはり五年間ぐらいの、今までの取消権と同様ぐらい無条件に取り消せる制度というものが必要なのではないか、三月末までであったのが急になくなったりしたら駄目なのではないかと思うんですけども、この辺りの取消権とか解除期間というものについて、答えられる範囲で、野田大臣、十八歳、十九歳の、あるいは子供たちを守るという観点から御答弁いただきたいと思います。

○野田国務大臣 先ほども山井委員からお話がございましたように、与野党間で議員立法に関して取組が進んでいるということを今もお聞きしましたし、与党の議員の方からも御報告をいただいたところで、まさに各党の議論が今だんだん集約されつつある中で、是非、議員立法に関することは皆様方に御期待申し上げて、今おっしゃったようなことがしっかりとつながっていくように、お取組を見守りたいと思っています。

○山井委員 それに関して、より更問いをさせていただきたいんです。

今日の配付資料の中で様々な事例がございます。

三ページを見てください。被害者の声。「被害にあった身だからこそわかりますが、被害に遭う人は洗脳に近く事務所の話を信頼をしきってサインをします。年齢の引き下げによりスカウト達は恐らく判断能力が低い十八歳～二十歳を狙うでしょう。」それで、四ページ、次のページ。これも黄色の線が入っている。「人を疑うことを知らず、他人に対する警戒心も甘かった十九歳の私は、スカウトの嘘に簡単に騙されました。」「あえて判断力のない十代を狙ってきます。そこから逃げられないのは、語弊を恐れずに言えば当たり前なんです。」という被害者の悲鳴が書かれております。

そこで、こども担当大臣の野田大臣にお伺いしたいんですけども、もちろん、アダルトビデオの被害者は、十八歳、十九歳、二十歳から二十五歳、三十歳までおられます。しかし、その方々を守るときの強弱ですよ。私は、やはり若年者保護、十八歳、十九歳は幼いせいで狙われやすいんだから、より手厚く守ってあげるべきだ、法律や制度でと思うんですけども、そこは、いやいや、年齢は関係ないんだという考え方が、やはり十八歳、十九歳、一番狙われやすい、言い方は悪いけれども、だまされやすい方はより手厚く守るべきだ、これは、野田大臣、こども担当大臣としていかが思われますでしょうか。

○野田国務大臣 アダルトビデオへの出演に関する被害の問題、これは繰り返しになりますけれども、被害者に長期間、また、インターネットの時代ですから繰り返し繰り返しということもあり、悪影響を与える重大な人権侵害。

内閣府が実施した調査によれば、アダルトビデオ出演に関する被害は、実は年齢を問いません。議員御指摘のとおり、十八歳、十九歳にだけ限った問題ではなくて、実は、二十歳以上、かつての成人以上の方たちも様々な被害者であるということ多数承知しています。このため、二十歳以上の方の被害も多くあることも踏まえて、十八歳、十九歳に限らず、年齢を問わない対策が望ましいと思っています。

議員立法、議員御指摘の立法措置、今、議員提案にしっかり取り組んでおられるということで、そういうところを踏まえて、アダルトビデオというのは、必ずしもある一定の年齢ではなくて、そのときに被害を受けたんだけども自覚がなくて、その後、成人して被害を受けた人にもやはり被害者が多数いるんだということで、幅広い取組を目指していただければありがたいなと存じます。

○山井委員 もちろん全年齢を守ることは当然なんですけれども、私は、やはり特に十八歳、十九歳、若年者の保護が必要ではないかと思えます。

それと、これも質問通告しておりますが、今回、ぱっぷすさんを始め団体の方々の要望で大きいのが、二ページの配付資料を御覧ください、「絶対に「性交の契約」を明文化しないでください。」と。性交、つまり、撮影という中で性交をする、ストレートに言いますと、いわゆる本番アダルトビデオ撮影というものです。それについては、やはり、法律でお墨つきを与える、明文化するのは大問題だということも多くの方はおっしゃっております。

そこで、野田大臣、女性大臣として見解をお聞きしますが、議員立法もありますよ、でも、そもそも、こういう本番行為、性行為の撮影のアダルトビデオというものを禁止なり制限なり規制する、そういう法整備というものがやはり必要なのではないか。このことについては、野田大臣、いかが思われますか。

○野田国務大臣 まさに、今、各党での御議論が加速化しているところもありますので、私自身はその状況、御議論をしっかり見守りたいと考えていますし、アダルトビデオの出演に対する被害の問題はあってはならないことであり、これは大臣の性別は関係ありません。

アダルトビデオ出演被害の問題に対する立法措置について、今御指摘の論点も含めて、それぞれ各党の皆様の議論がしっかり深まっているということを感じています。ですから、私自身は、これ以上、議員立法のことですからコメントは控えますけれども、是非、真摯な取組を期待するところです。

○山井委員 野田大臣、なぜ私が今日多くの方の目の前でこれをやっているかという、議員立法だけ、議員だけの問題じゃないと思うんです。やはりこれは政府を挙げて、男性、女性問わず被害を守るようにせねばという思いです。

そういう意味では、やはり性交の撮影は非常に問題があって、それをアダルトビデオとすることにに関して問題がある、禁止すべきだと私は思います。

それともう一つ、忘れられる権利。つまり、幾らその当時は納得して出演したとしても、五年後、就職する、あるいは入学する、結婚する、家庭を持つ、様々な中で、やはり忘れてほしいと。

納得して撮影したけれども、五年後以降は売らないとか、こういうふうなことを一部のメーカーはしております。そういう意味では、これも議員立法を問わずなんですけれども、一旦アダルトビデオの出演に同意はしたけれども、やはり、ある程度一定の期間で販売停止にしてもらえる、こういうふうな制度の整備、こういうことについても必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○野田国務大臣 今御指摘の点についても、現在、それぞれ各党が御議論されておられるところと承知していますので、議員立法に関すること、この内容については、しっかり私は状況を見守りたいと思います。

○山井委員 繰り返し言いますが、アダルトビデオ出演被害は議員立法だけの問題じゃないんです。頑張りますよ。議員で、超党派で今頑張っています。でも、是非政府としても取り組んでいただきたいという思いを込めて、今、質問をさせていただいております。

後藤大臣、こういうふうな背景の中で、質問通告しましたように、ちょっと話は変わりますが、やはり貧困家庭への児童扶養手当一万円の増額、あるいは二人親家庭にも拡大する、こういうふうなことが子供の貧困対策として非常に重要ではないか。やはりこのアダルトビデオの問題も、一つの原因は貧困問題にございます。

これは通告しておりますが、今までから慎重に検討だったんですけれども、このような児童扶養手当の拡充、慎重という言葉を取って、検討すると御答弁いただけませんか。

○後藤国務大臣 児童扶養手当制度は、離婚による一人親世帯等の家庭の生活の安定等を目的とした恒常的な支援制度であります。更なる拡充につきましては、一人親家庭に着目した現行制度の趣旨、目的、安定財源の確保、そうした観点も含めまして、慎重に検討が必要であると考えております。

○山井委員 こども家庭庁をつくって、子育て予算を倍増するといいいながら、慎重に検討するというのは、ちょっとこれは残念です。是非、検討に変えていただきたい。

野田大臣にも同様の質問をします。

やはり、多子世帯、多子加算だけではなく、児童手当、中三まで今ありますけれども、高三まで、月一万円、延長すべきではないか。こども家庭庁をつくるんだから、せめてそれを検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○野田国務大臣 児童手当については、中学生までの児童を対象として支給しているところですが、従来から、多子世帯や子供の年齢に応じた拡充、重点化が必要、今日もまさに指摘があるところですが、昨年五月に成立した改正法附則において、児童手当に関し、児童の数等に応じた効果的な支給、その財源の在り方、支給要件の在り方についても、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から検討を加えるということとされています。

○山井委員 少子化の解消に寄与する観点から検討ということは、高校三年生までの延長というものもその検討の幾つかの中には入っているという理解でよろしいですか。

○野田国務大臣 従来からの答弁どおりですが、子供の年齢に応じた給付についても指摘があり、検討対象になるものであり、いずれにしても、児童手当については、昨年改正法の検討規定に沿って、子供政策全体の中で不断に検討を行っていくものと考えています。

○山井委員 今、検討するという答弁は、非常に私は一歩前進と受け止めております。

もう時間が来ましたのでまとめになりますが、十八歳、十九歳がこの四月一日から成人になったとはいえ、子ども家庭庁にもありますように、心身の発達過程の子供、そういういわゆる「こども」のアダルトビデオというのは、今までと同様に私は原則禁止すべきではないかというふうに思っております。このことについて、政府と議員立法と車の両輪で対応すべく、頑張ってもらいたいと思います。

ありがとうございます。